

昭和六年六月五日

本組合は、労働者代表者として、労働条件の改善を期すべく、経営者側と交渉を重ねてきた。然るに、経営者側は、労働者の要求を一切認めず、むしろ労働条件を悪化させる傾向にある。本組合は、労働者の利益を守るため、労働争議を断行する覚悟を固く持つ。労働者は、労働条件の改善を求め、経営者側と交渉を続ける。交渉が進展しない限り、労働争議を断行する。労働者は、労働条件の改善を求め、経営者側と交渉を続ける。交渉が進展しない限り、労働争議を断行する。

6. 6. 9  
2582

労組第二二〇六部

昭和六年六月五日

警視總監 高橋 中雄

第三六一 解決 六一二五

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 長官 殿

労働者代表者 四七  
労働争議組合 五子 六〇〇

木材乾燥工業株式會社製材部労働争議三則条件 (發生)

要旨  
夏期休暇等三工場休業二般幣職工労務等之授与後工働ハ條件不利ナリトシテ前々ス 罷業木材三工場ニ在 製材部百七名争議参加  
シ得ルニ木夕罷業素ヲ行ハス

標記工場ニ争議發生セルカ其ノ狀況左記ノ通り

記